

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四十五条の二 小学校には、研修主事を置くことができる。</p> <p>2 研修主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に 関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>第四十七条 小学校においては、前四条に規定する教務主任、学年主任、保健主事、研修主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第四十七条 小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。